

平成二十三年経済産業省令第二十八号

電気使用制限等規則

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十七条の規定に基づき、及び同条の規定を実施するため、電気使用制限等規則の全部を改正する省令を次のように定める。

電気使用制限等規則（昭和四十九年通商産業省令第二号）を次のように改正する。

（使用電力量の制限）

第一条 経済産業大臣が指定する地域において小売電気事業者等（電気事業法第三十四条の二第一項に規定する小売電気事業者等をいう。以下同じ。）が供給する電気を使用する者であつて、同一の需要設備についての契約電力（電気を使用する者が小売電気事業者等との契約上使用できる最大電力をいう。次条及び第五条において同じ。）の値が五百キロワット以上であるものは、経済産業大臣が使用電力量を制限する期間として指定する期間においては、当該需要設備については、経済産業大臣が指定する電力量の限度を超えて当該小売電気事業者等が供給する電気を使用してはならない。

2 前項の規定は、上下水道の用に供する需要設備その他の経済産業大臣が指定する需要設備については、適用しない。

（使用最大電力の制限）

第二条 経済産業大臣が指定する地域において小売電気事業者等が供給する電気を使用する者は、経済産業大臣が指定する期間及び時間の範囲内における一の需要設備についての経済産業大臣が指定する契約電力の値（次条において「指定契約電力」という。）が五百キロワット以上となる期間及び時間の各一時間においては、当該需要設備については、経済産業大臣が指定する率を乗じて得た電力の値を超過して当該小売電気事業者等が供給する電気を使用してはならない。

2 前項第二項の規定は、前項の規定による制限の対象となる者（同条第二項において準用する第一条第二項の経済産業大臣が指定する需要設備以外の需要設備を有しないものを除く。以下「関係電気使用者」という。）は、前条第一

項の規定により使用最大電力の制限が行われる

期間の範囲内の期間及び当該制限が行われる時

間において、単独又は他の関係電気使用者と共にして、複数の需要設備についての電気の使用を連携させて抑制するため、当該抑制をしようとする期間の開始の日から起算して十四日前までに、次に掲げる事項を記載した様式第一にによる申請書（以下この条及び第十一条において「電力共同抑制申請書」という。）を経済産業大臣に提出し、その内容が適当である旨の確認を受けることができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該需要設備についての電気の使用を連携させて抑制しようとする期間

三 当該需要設備の概要

四 当該需要設備についての電気の使用を連携させて抑制する旨の説明

五 当該需要設備についての電気の使用を連携させて抑制することにより、満たすことが求められる使用電力の合計値に係る基準として、当該需要設備ごとの前条第一項に規定する経済産業大臣が指定する電力の値及び率を勘案して、経済産業大臣が指定する電力の値（以下この条において「指定合計電力」という。）

六 第二号に掲げる期間及び前条第一項の規定により使用最大電力の制限が行われる時間（以下この条において「特定指定期間等」という。）の各一時間において予定している当該需要設備ごとの使用電力の値（以下この条において「使用予定電力」という。）及びその合計値（以下この条において「合計使用予定電力」という。）

七 経済産業大臣は、前項の規定により提出された電力共同抑制申請書の内容が次の各号のいずれにも適合することを確認したときは、当該関係電気使用者を指定関係電気使用者として指定するものとする。

一 当該需要設備の全てについて、前条第一項に規定する経済産業大臣が指定する地域における同一の供給区域又は供給地点内に存在し、かつ、特定指定期間等における指定契約電力が五百キロワット以上であること。

2 特定指定期間等における合計使用予定電力の最大値が、指定合計電力以下であること。

三 その他電気事業法第三十四条の二第一項の規定の趣旨に照らして著しく不適当であるとができる。

一時間においては、当該需要設備については、前条第一項の規定にかかるわらず、当該需要設備

についての電気の使用を連携させて抑制するこ

とにより、その使用電力の合計値が指定合計電力以下となる場合を除き、それぞれの使用電力の値がそれぞれの使用予定電力以下となるよう

に、小売電気事業者等が供給する電気を使用しなければならない。

指定関係電気使用者は、第二項の確認を受けた場合は、その変更を適用しようとする日から起算して十四日前までに、次に掲げる事項を記載した様式第二による申請書を経済産業大臣に提出し、その内容が適当である旨の確認を受けて、指定期間における指定（この項の規定による確認を受けた場合にあっては、その確認後の指定。以下この条及び第八条において同じ。）を他の関係電気使用者と共に受けている場合には、当該関係電気使用者と共にして当該申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること）

三 変更の理由

五 指定関係電気使用者は、第二項の規定による指定の取消しを受けようとする場合は、当該指定期の取消しを受けようとする日から起算して七日前までに、様式第三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、同様の規定による指定を他の関係電気使用者と共に受けている場合には、当該関係電気使用者と共にして当該申請書を提出しなければならない。

一 指定関係電気使用者は、保安上その他やむを得ない特別の事由により必要があると認めるとき

は、経済産業大臣の定めるところにより、前五条の規定による制限を緩和することができる。

（貸貸事業者等の努力義務）

第六条 経済産業大臣は、保安上その他やむを得ない特別の事由により必要があると認めると

は、経済産業大臣の定めるところにより、前五条の規定による制限を緩和することができる。

（貸貸事業者等の努力義務）

第七条 第一条第二項の規定は、前項の規定による制限に準用する。

2 第一条第二項の規定は、前項の規定による制限に準用する。

（制限の緩和）

第六条 経済産業大臣は、保安上その他やむを得ない特別の事由により必要があると認めると

は、経済産業大臣の定めるところにより、前五条の規定による制限を緩和することができる。

（貸貸事業者等の努力義務）

第七条 第一条第一項に規定する使用電力量の制限の対象となる者（同条第二項の経済産業大臣が指定する需要設備以外の需要設備を有しない

経済産業大臣は、指定関係電気使用者が虚偽の指定を取り消すものとする。

一 経済産業大臣は、指定関係電気使用者が虚偽

の指定を取り消すものとすると、当該関係電気使用者は、当該需要設備の一部を賃貸してい

る場合は、第一条第一項又は第二条第一項の規定による電気の使用の制限が行われたときは、

賃貸している事業者（以下この条において「賃借事業者」という。）に係る使用電力量及び使

用電力の値の把握及び当該賃借事業者に対する当該情報の提供に努めなければならない。

2 賃借事業者は、当該情報を活用しつつ、小売電気事業者等が供給する電気の使用的抑制に努めなければならない。

（使用状況の報告）

（用途を定めてする使用制限）

第四条 経済産業大臣が指定する地域において小売電気事業者等が供給する電気を使用する者は、経済産業大臣が指定する期間及び時間においては、広告灯、電飾、ネオンサイン、ショウ

ウインドウ用照明設備又は屋外投光器のうち装飾用、広告用その他これらに類する用途に使用されるもので経済産業大臣が指定するもの用

に当該小売電気事業者等が供給する電気を使用してはならない。

（日時を定めてする使用制限）

第五条 経済産業大臣が指定する地域において小売電気事業者等が供給する電気を使用する者は、経済産業大臣が指定する期間及び時間においては、一の需要設備についての契約電力の値が五十キロワット以上であるものは、経済産業大臣が指定する期間においては、経済産業大臣が指定する用途においては、経済産業大臣が指定する日数又は一日につき二日を限度として指定する日数又は経済産業大臣が指定する日及び時間には、当該需要設備については、保安用その他の経済産業大臣が指定する用途以外の用途に当該小売電気事業者等が供給する電気を使用してはならない。

（日時を定めてする使用制限）

第六条 経済産業大臣は、保安上その他やむを得ない特別の事由により必要があると認めると

は、経済産業大臣の定めるところにより、前五条の規定による制限を緩和することができる。

（貸貸事業者等の努力義務）

第七条 第一条第一項に規定する使用電力量の制限の対象となる者（同条第二項の経済産業大臣が指定する需要設備以外の需要設備を有しない

経済産業大臣は、指定関係電気使用者が虚偽の指定を取り消すものとすると、当該関係電気使用者は、当該需要設備の一部を賃貸してい

る場合は、第一条第一項又は第二条第一項の規定による電気の使用の制限が行われたときは、

賃貸している事業者（以下この条において「賃借事業者」という。）に係る使用電力量及び使

用電力の値の把握及び当該賃借事業者に対する当該情報の提供に努めなければならない。

2 賃借事業者は、当該情報を活用しつつ、小売電気事業者等が供給する電気の使用的抑制に努めなければならない。

（使用状況の報告）

第八条 第一条第一項に規定する使用電力量の制限の対象となる者及び関係電気使用者は、同条

